

砂川市訓令第20号

令和4年4月1日

砂川市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市社会福祉法人指導監査実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成25年訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項に定める通知」を「、前項に規定する文書による指導を行う場合に限り、文書による指導内容の通知」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。